

〔商品概要説明書〕

< 「JA秋田おばこウインターキャンペーン 2017」 >

(平成 29 年 11 月 1 日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・キャンペーン金利定期貯金 (1年および2年もの) (愛称)【農業をもっと元気に「がぶっと あきた産」】						
2. 募集期間	・平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで						
3. 販売対象	・個人						
4. 対象商品	・スーパー定期貯金 (単利型)						
5. 預入期間	・1年および2年 (自動継続)						
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上 (新規) ・1円単位						
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。						
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315% (国税 15.315%, 地方税 5%) ※の分離課税 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭のポスターに表示しています。						
9. 手数料	—						
10. 付加できる特約事項	・当該貯金は総合口座の担保とすることができます (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率)。 ・預入期間 2 年の中は中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。						
11. 中途解約時の取扱い	・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">預入期間が 6 か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 1 年以上 3 年未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table>	預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	約定利率×50%	預入期間が 1 年以上 3 年未満の場合	約定利率×70%
預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率						
預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	約定利率×50%						
預入期間が 1 年以上 3 年未満の場合	約定利率×70%						
12. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。						
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 JA 本支店 (所) または金融共済部金融推進課 (電話:0187-42-8092) にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 JA バンク相談所 (電話:018-864-2030) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融共済部または秋田県 JA バンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="margin-left: 40px;">仙台弁護士会 (JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 JA バンク相談所にお申し出ください。)</p>						